

農業法人新規展開支援事業

〔令和8年度版〕 静岡県農業ビジネス課

～農業法人新規展開支援事業とは～

現在農業を行う市町村と異なる市町において、スマート農業技術を導入して新たに農業生産を行う農業法人等に対し、補助金を交付します

定額（250万円）

1 実施主体

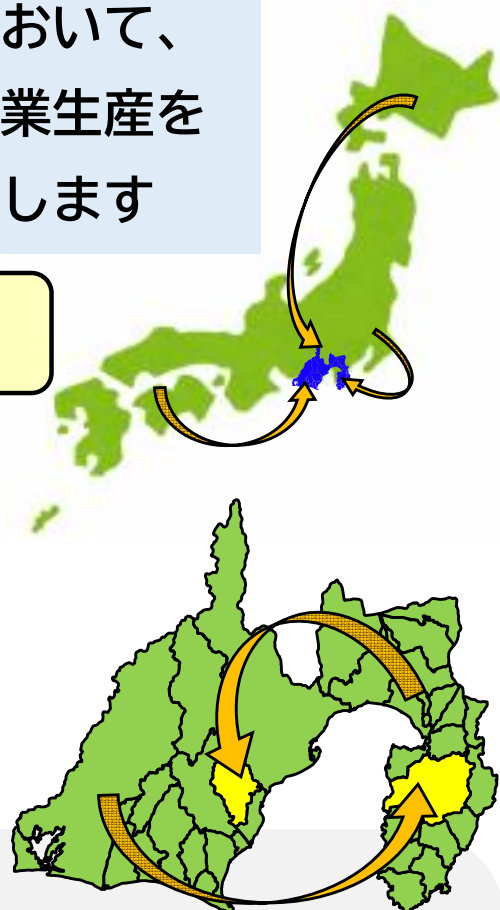
以下のすべてを満たす者

- ①認定農業者
- ②地域計画の目標地図に位置付けられている者（確実である者を含む）

2 補助要件

以下のすべての要件を満たすこと

- ①事業実施計画について県の承認を受けること
- ②新たに権利移動を受ける農用地等が地域計画の区域内
- ③権利移動の始期等が事業実施年度内
- ④施設園芸：0.2ha以上、露地作目：0.5ha以上
- ⑤事業実施年度内に農業生産活動を開始している
- ⑥スマート農業技術等を導入して行う農業を、県や市町等の求めに応じて公開すること



<参考> 静岡県農業法人誘致推進連絡会

農業法人の誘致を関係機関が一体となって推進するため静岡県農業法人誘致推進連絡会を立ち上げ活動しています

静岡県での農業に関心がある方は、お気軽にお問い合わせください



連絡会に関する
お問い合わせはこちらから



3 スマート農業技術等とは

作目		対象となる技術
露地作目	水稻	・直進アシスト田植機、無人・ロボット田植機 ・AIコンバイン、無人・ロボットコンバイン
	露地野菜	・乗用定植機、直進アシスト定植機 ・乗用収穫機、全自動収穫機 ・環境センシング
施設園芸		・統合環境制御機器
共通		・栽培管理システム、経営管理システム ・AGVトラクター、無人・ロボットトラクター ・上記のほか、農業振興上重要であると知事が認めるもの

4 事業実施の流れ

農用地等の貸借等について調整

事業申請書・事業実施計画書の提出

承認

農用地等の貸借開始・生産活動の開始

交付申請書・事業計画書の提出

補助金交付確定通知

補助金の支払い請求

公募期間
令和8年8月10日
(月曜) まで

※ 事業完了後5年間、耕作・スマート農業技術等の活用を継続する必要あり

お問い合わせ先・申請先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経済産業部農業局 農業ビジネス課

メール nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp

経営基盤強化推進班

電話054-221-3298

詳細はこちらから⇒



5 Q&A

Q1 これから農業を始める企業は対象になりますか？

- A 既に農業を行っており、認定農業者である方が対象となります。
これから新しく農業を始める方は本事業の対象となりません。

Q2 既に農業を行っている法人が新たに子会社を設立して参入する場合は対象になりますか？

- A 対象になります。ただし、事業実施計画を提出する際に、
①親会社の営農実績
②親会社と子会社の関係性が分かる資料 の提出を求めます。

Q3 農業生産活動とは具体的にどのような行為ですか？

- A 耕作に加え、施設整備及び基盤整備を言います。
なお、基盤整備に附帯する測量等を含みます。

Q4 果樹やお茶の栽培に関するスマート農業技術を導入する場合は対象になりますか？

- A 栽培管理システム、経営管理システムのほか、農業振興上重要であると知事が認めるものを導入する場合は対象となります。
まずは担当までお問い合わせください。

Q5 現在、既に複数の市町で耕作しており、新たに他市町への参入はせず、スマート農業技術等を導入する場合は対象になりますか？

- A 対象になりません。
事業実施年度内に、現在耕作している市町とは異なる市町へ参入する必要があります。

Q6 事業実施計画はどのように審査しますか？

- A 申請された農業法人等の営農実績及び計画の内容により審査します。
審査の視点の一例は以下のとおりです。

区分	審査の視点
営農実績	・ 認定農業者の分類 ・ 現在の営農面積 ・ 営農期間
計画評価	・ スマート農業技術等の波及効果、新規性 ・ 事業実施計画の実現性 ・ スマート農業技術等の地域普及への協力

事業実施に当たっての注意事項

予算に限りがあるため、事業実施計画の内容等を審査し対象者を選定します。
また、年度途中で募集を打ち切ることがあります。